報告書提出

二月八日委員長から次の報告書を提出した。

平成二十三年度一般会計補正予算（第４号）及び平成二十三年度特別会計補正予算（特第４号）審査報告書

東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）審査報告書

合同協議会委員辞任、補欠選任及び通知

二月八日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

辞任　水戸　将史　　補欠　安井美沙子

予算送付及び通知

二月八日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成二十三年度一般会計補正予算（第４号）

平成二十三年度特別会計補正予算（特第４号）

法律公布奏上及び通知

二月八日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律

人事異動

内　閣

（法務省入国管理局入国在留課長）法務事務官　石岡　邦章

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を命ずる

（同）同

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を免ずる（以上一月十七日）

（財務省大臣官房参事官）財務事務官　石井菜穂子

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（二月八日）

外　務　省

（大臣官房）外務事務官　山田　滝雄

大臣官房参事官に配置換する

国際情報統括官付に併任する

（大臣官房参事官兼国際情報統括官付）同　倉井　高志

在大韓民国日本国大使館参事官に転任させる

大韓民国駐箚特命全権大使を補佐し大韓民国に在勤する期間公使の名称を与える（以上二月六日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から平成二十三年八月二十六日モルドバ国大統領代行閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十一月七日御答信があった。

天皇陛下から平成二十三年九月二十日アルメニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十一月九日御答信があった。

天皇陛下から平成二十三年八月五日コートジボワール国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十一月十一日御答信があった。

天皇陛下から平成二十三年九月七日マケドニア旧ユーゴスラビア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十一月十四日御答信があった。

天皇陛下から平成二十三年十一月八日カンボジア国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月十五日御答信があった。

天皇陛下から平成二十三年十月二十一日ザンビア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月二十日御答信があった。

天皇陛下から平成二十三年十月二十五日オーストリア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月二十一日御答信があった。

天皇陛下から平成二十三年十一月十一日アイルランド国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月二十六日御答信があった。

天皇陛下から平成二十三年十一月三十日ルーマニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月二十八日御答信があった。

天皇陛下から平成二十三年十一月十七日ラトビア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月六日御答信があった。

御答電

天皇陛下から平成二十三年十月二十八日トルコ国大統領閣下へ発せられた御見舞電報に対し、同年十一月十四日御答電があった。

天皇陛下から平成二十三年十月二十四日サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王へ発せられた御弔電に対し、同年十二月二十一日御答電があった。

天皇陛下から平成二十三年十二月十六日カタール国首長殿下へ発せられた御祝電に対し、同月二十六日御答電があった。

天皇陛下から平成二十三年十一月二十一日レバノン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月六日御答電があった。

天皇陛下から平成二十三年十二月十五日バーレーン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、一月二十日御答電があった。

官庁報告

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年二月十日

関東経済産業局長　照井　恵光

一　件名　下仁田町申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年三月五日　午後二時から

三　場所　下仁田町役場二〇一会議室（群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田六百八十二番地）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び下仁田町役場（群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田六百八十二番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「下仁田町関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年二月二十日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「下仁田町関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年二月二十日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

記載

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

住所　（郵便番号）

（電話番号）

職業

下仁田町申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。